

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。
- 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。
- 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。
- 4 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図る。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、センターの業務運営全般について厳格なチェックを行う。
- 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。
- 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 % 以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 % 以上の業務の効率化を図る。
- 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」に沿って、随意契約の適正化等

を推進する。

- 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 施設費貸付事業及び施設費交付事業

（１）施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達にあたり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

（２）施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を

図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行う。

2 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 期間全体に係る予算 別紙1のとおり

2 期間全体に係る収支計画 別紙2のとおり

3 期間全体に係る資金計画 別紙3のとおり

4 人件費の削減

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）に基づき、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

８３億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

予定なし。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、施設費貸付事業等の業務の改善・質の向上に充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

（１）方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図るため、金融業務関係研修をはじめとする各種研修へ年間延べ５０名以上の職員を参加させる。

（２）人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

（参考１）

① 期初の常勤職員数 １９人

② 期末の常勤職員数見込み １９人

（参考２）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み ７８２百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

2 中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金

（単位：百万円）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
長期借入金 償 還 金	72,976	71,175	70,320	68,690	65,636

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	348,796	726,977	1,075,774

平成 26 年度～平成 30 年度 予 算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	1, 4 7 3
雑収入	9
計	1, 4 8 2
支 出	
業務経費	6 8 2
センター事業費(退職手当を除く)	6 8 2
うち 人件費(退職手当を除く)	4 9 2
物件費	1 9 0
退職手当	0
一般管理費	8 0 0
一般管理費(退職手当を除く)	7 9 6
うち 人件費(退職手当を除く)	3 8 7
物件費	4 0 9
退職手当	4
計	1, 4 8 2

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	305,500
長期貸付金等回収金	370,710
長期貸付金等受取利息	59,123
財産処分収入	15,050
財産賃貸収入	709
財産処分収入納付金	15
有価証券利息	4
計	751,111
支 出	
施設費貸付事業費	302,413
施設費交付事業費	28,000
長期借入金等償還	373,796
長期借入金等支払利息	58,225
公租公課等	209
債券発行諸費	69
債券利息	828
計	763,542

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	1, 4 7 3
長期借入金等	3 0 5, 5 0 0
長期貸付金等回収金	3 7 0, 7 1 0
長期貸付金等受取利息	5 9, 1 2 3
財産処分収入	1 5, 0 5 0
財産賃貸収入	7 0 9
財産処分収入納付金	1 5
有価証券利息	4
雑収入	9
計	7 5 2, 5 9 4
支 出	
業務経費	6 8 2
センター事業費(退職手当を除く)	6 8 2
うち 人件費(退職手当を除く)	4 9 2
物件費	1 9 0
退職手当	0
一般管理費	8 0 0
一般管理費(退職手当を除く)	7 9 6
うち 人件費(退職手当を除く)	3 8 7
物件費	4 0 9
退職手当	4
施設費貸付事業費	3 0 2, 4 1 3
施設費交付事業費	2 8, 0 0 0
長期借入金等償還	3 7 3, 7 9 6
長期借入金等支払利息	5 8, 2 2 5
公租公課等	2 0 9
債券発行諸費	6 9
債券利息	8 2 8
計	7 6 5, 0 2 4

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積もり]

期間総額 7 8 2 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - Tc(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + Tc(y) \} + \{ (R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2 (\text{係数}) + Tr(y) \} + \varepsilon(y) - B(y)$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

$$C(y) = Pc(y-1) \times \sigma (\text{係数}) + E(y-1) \times \beta (\text{係数}) + Tc(y)$$

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y)$$

$$= \{ (Pr(y-1) \times \gamma (\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma (\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y) \}$$

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

B(y)：当該事業年度における自己収入の見積り。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

C(y)：当該事業年度における一般管理費。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y)：当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pr(y)：当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

R(y)：当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

Tr(y)：当該事業年度における事業経費中の退職手当。

Tc(y)：当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

ε(y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

α1：一般管理効率化係数。△3%とする。

α2：事業効率化係数。△1%とする。

β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

σ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

平成26年度～平成30年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	1, 487
業務費	682
センター事業費	682
一般管理費	800
減価償却費	5
収益の部	
運営費交付金収益	1, 473
資産見返負債戻入	5
雑益	9
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	91, 973
業務費	91, 903
施設費交付事業費	28, 000
支払利息	58, 136
処分用資産売却原価	5, 558
その他の業務経費	209
財務費用	69
収益の部	
処分用資産賃貸収入	709
処分用資産売却収入	15, 050
施設費交付金収益	15
受取利息	58, 205
財務収益	1
純損失	17, 993
国立大学財務・経営センター法	
第15条積立金取崩額	17, 993
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	93,460
業務費	92,585
センター事業費	682
施設費交付事業費	28,000
支払利息	58,136
処分用資産売却原価	5,558
その他の業務経費	209
一般管理費	800
減価償却費	5
財務費用	69
収益の部	
運営費交付金収益	1,473
共同利用施設貸付料収入	0
処分用資産賃貸収入	709
処分用資産売却収入	15,050
施設費交付金収益	15
受取利息	58,205
資産見返負債戻入	5
財務収益	1
雑益	9
純損失	17,993
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	17,993
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	1, 482
業務活動による支出	1, 482
資金収入	1, 482
業務活動による収入	1, 482
運営費交付金による収入	1, 473
その他の収入	9

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	763, 472
業務活動による支出	389, 676
投資活動による支出	0
財務活動による支出	373, 796
資金収入	758, 539
業務活動による収入	445, 611
承継債務負担金債権の回収による収入	201, 053
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	24, 030
施設費貸付金の回収による収入	169, 657
施設費貸付金に係る利息の受取額	35, 093
処分用資産の売却による収入	15, 050
処分用資産の貸付による収入	709
施設費交付金の納付による収入	15
利息及び配当金の受取額	4
投資活動による収入	7, 497
財務活動による収入	305, 431

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	7 6 4, 9 5 5
業務活動による支出	3 9 1, 1 5 9
投資活動による支出	0
財務活動による支出	3 7 3, 7 9 6
資金収入	7 6 0, 0 2 2
業務活動による収入	4 4 7, 0 9 4
運営費交付金による収入	1, 4 7 3
承継債務負担金債権の回収による収入	2 0 1, 0 5 3
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	2 4, 0 3 0
施設費貸付金の回収による収入	1 6 9, 6 5 7
施設費貸付金に係る利息の受取額	3 5, 0 9 3
処分用資産の売却による収入	1 5, 0 5 0
処分用資産の貸付による収入	7 0 9
施設費交付金の納付による収入	1 5
利息及び配当金の受取額	4
その他の収入	9
投資活動による収入	7, 4 9 7
財務活動による収入	3 0 5, 4 3 1

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。